

火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに岡山地方気象台が岡山県知事に対して通報し、岡山県を通じて県内市町村や消防本部に伝達される。

火災気象通報の基準

岡山地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

【参考】

乾燥注意報：最小湿度 35%以下で実効湿度 60%以下

強風（平均風速）注意報：陸上 12m/s 以上，海上 15m/s 以上

（注）実効湿度とは「木材（生木でない例えば柱）の乾燥度」を表すものであり、最小湿度とは「その日の外気における最小の湿度」を表すものである。